

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

平成 20 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う品目及びその主な内容は、以下のとおり。

◇紙 類

- コピー用紙について、判断の基準を見直し（新たな基準として総合評価指標の導入）
- 「ジアゾ感光紙」を品目から削除
- バージンパルプに係る合法性の証明及び持続可能な森林経営に関する記述を変更（木材及び木材を原料とする品目について同じ）

◇文具類

- 「梱包用バンド」（紙及びプラスチック製品）を品目として追加（プラスチックの場合はポストコンシューマ材料）
- ダストブロワーに係る 1 年間の経過措置の終了
- プラスチック製文具 16 品目及び紙製文具 2 品目に係る判断の基準の見直しについては引き続き検討

◇オフィス家具等

- 「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に係る「単一素材分解可能率」を見直すとともに、棚板に係る機能重量、単一素材分解可能率及び環境配慮設計を同時に満足する基準を設定

◇OA 機器

- コピー機等について、これまで基準を設定していなかった区分の基準エネルギー消費効率を設定
- 一次電池について、JIS 規格の見直しに伴う修正（防災備蓄用品の一次電池についても同様）

◇移動電話

- 「移動電話」を新規分野として設定するとともに、「携帯電話」及び「PHS」を品目として追加（ライフサイクル全般にわたるエネルギー削減、長期使用、回収・リサイクルシステム等）

◇家電製品

- 「電子レンジ」を品目として追加（省エネルギー法トップランナー基準）
- テレビジョン受信機のうち、液晶テレビ及びプラズマテレビを多段階評価基準の4つ星以上に修正
- 電気便座は省エネルギー法の見直しに伴い2012年度のトップランナー基準に修正（公共向け製品については1年間の経過措置の設定）

◇照明

- 非常用照明器具用の蛍光ランプに関する備考を追記

◇自動車等

- 対象範囲にプラグインハイブリッド自動車及び水素自動車を追加
- ディーゼル自動車に係る排出ガス基準（ポスト新長期）及び燃費基準（2015年度トップランナー基準）を修正

◇制服・作業服

- 制服及び作業服について、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とする合成繊維の追加）

◇設備

- 「日射調整フィルム」を品目として追加（遮蔽係数、熱貫流率等）
- 太陽光発電システムの判断の基準等を見直し（情報提供、長期使用、ライフサイクル全般の環境負荷低減、モジュール変換効率等）
- 太陽熱利用システムの判断の基準等を見直し（情報提供、集熱効率）

◇防災備蓄用品

- 缶詰に係る猶予期限の1年延長
- レトルト食品等に係る定義の追記

◇公共工事

- 「鉄鋼スラグブロック」を品目として追加（骨材への鉄鋼スラグの使用等）
- 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」を品目として追加
- 高効率モーターを使用した空調用の「送風機」及び「ポンプ」を品目として追加
- 「環境配慮型道路照明」の判断の基準の見直し（セラミックメタルハライドランプを追加）
- 「再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）」及び「陶磁器質タイル」の判断の基準の見直し（無色及び茶色の廃ガラスびんを再生材料から除外）

- 再生材料として各種汚泥（溶融スラグ及び焼却灰含む）を使用している 5 品目における重金属等の含有・溶出に関する記載の統一化（現在検討中）
- 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）」及び「再生材料を使用した型枠」の判断の基準の表記の見直し

◇役 務

- 「機密文書処理」を品目として追加（廃棄書類等の製紙原料へのリサイクル）
- 印刷の判断の基準等を見直し（リサイクル対応型印刷物の製作及び印刷物のリサイクル適性の表示等）
- 清掃の判断の基準等を見直し（古紙リサイクルに配慮した分別に係る基準及び清掃資材、清掃方法に係る判断の基準等）
- 輸配送の配慮事項の見直し（自動車 NOx・PM 法の対策地域内の車両の乗り入れについて明記）